

茨城町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

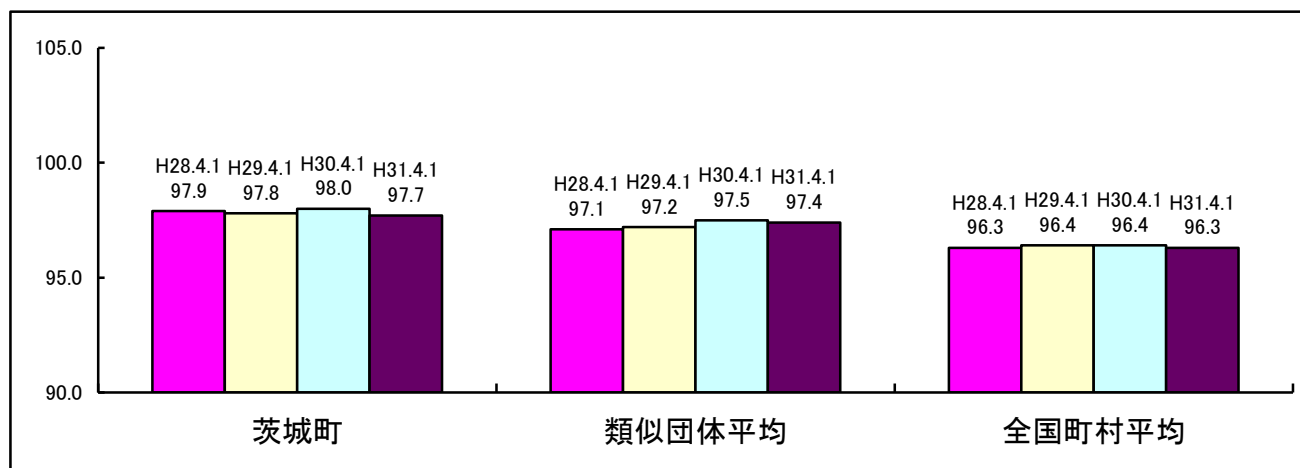
区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 32,719	千円 11,038,242	千円 268,900	千円 2,314,315	% 21.0	% 20.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 264	千円 969,726	千円 142,958	千円 371,969	千円 1,484,653	千円 5,624	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会未設置のため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

【実施内容】

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については、最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

茨城町では支給していない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨城町	40.0歳	302,600円	361,343円	321,877円
茨城県	42.7歳	330,403円	416,866円	374,250円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.8歳	304,960円	369,422円	332,600円

② 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨城町	33.3歳	278,067円	337,413円	303,833円
類似団体	37.3歳	292,732円	368,383円	329,893円

③ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城町	42.9歳	313,300円	332,025円
茨城県	43.5歳	359,200円	415,670円
類似団体	37.5歳	278,280円	311,550円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また，「平均給与月額（国比較ベース）」は，比較のため，国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		茨城町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円
消防職	大学卒	197,200円	—	—
	高校卒	167,700円	—	—
小・中学校（幼稚園） 教育職	大学卒	180,700円	209,100円	—
	高校卒	148,600円	164,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

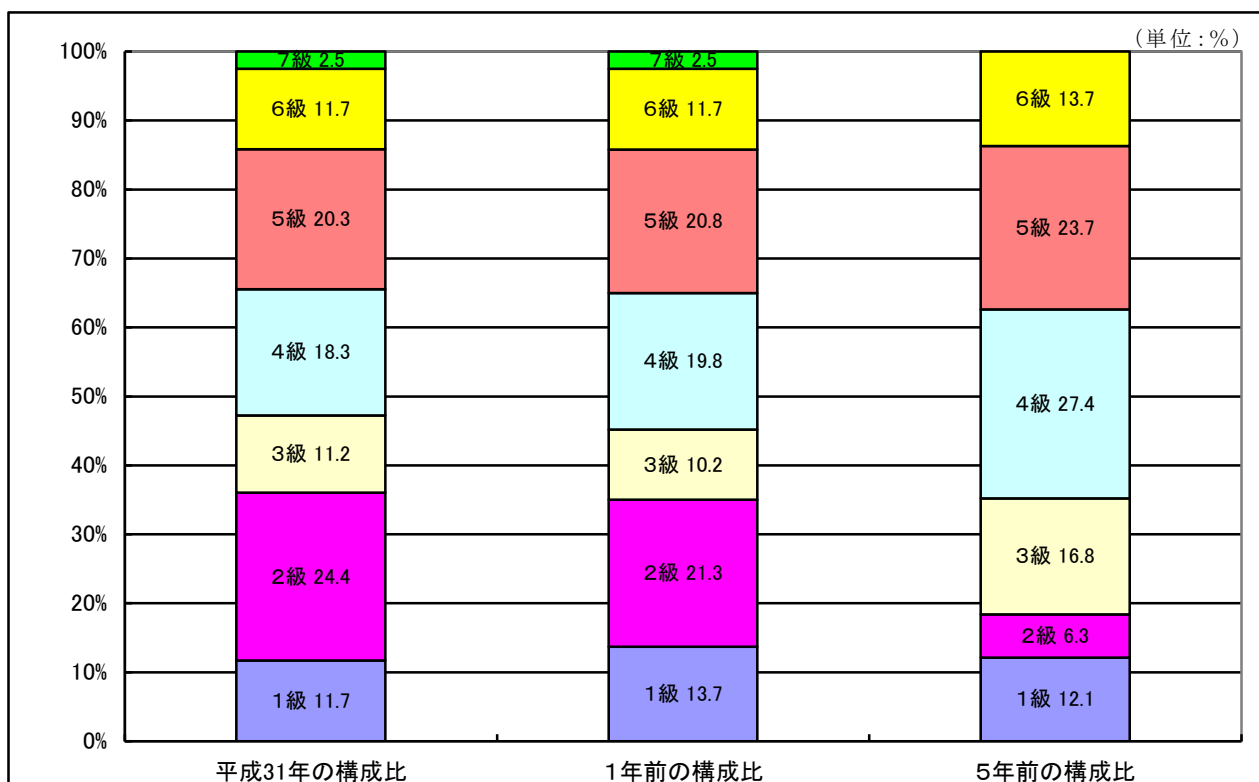
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,792円	369,386円	385,642円	390,572円
	高校卒	233,523円	356,250円	361,600円	369,938円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

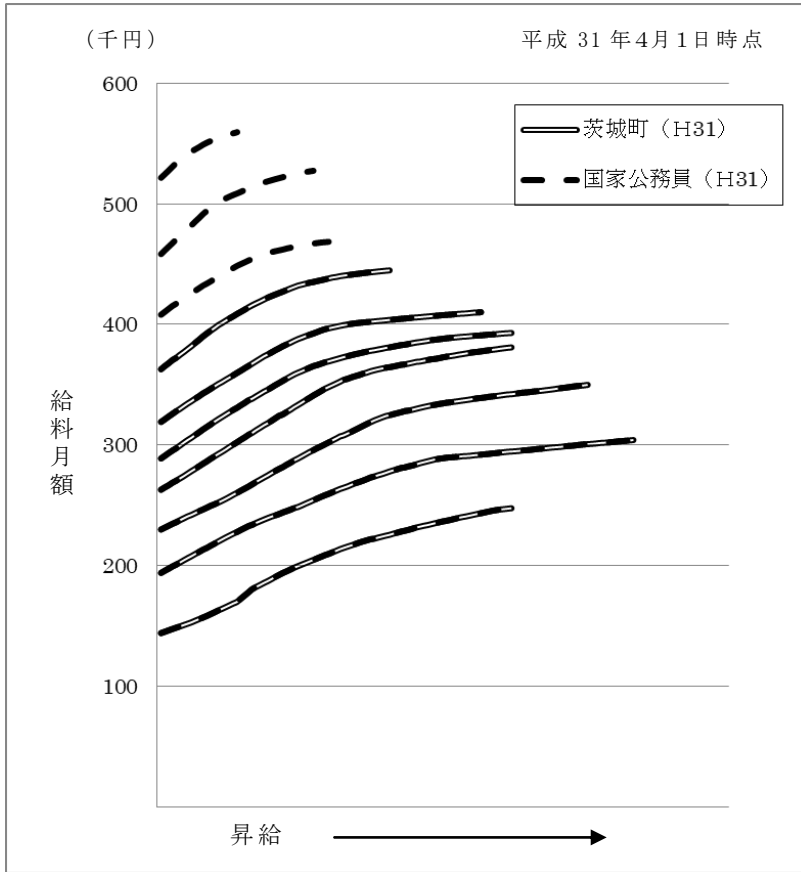
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事又は技師の職務 2 主事補又は技師補の職務	23人	11.7%	144,100円	247,600円
2級	1 知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 2 教諭の職務	48人	24.4%	194,000円	304,200円
3級	1 主幹又は技幹の職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う教諭の職務	22人	11.2%	230,000円	350,000円
4級	1 係長又は主査の職務 2 主任教諭の職務	36人	18.3%	263,000円	381,000円
5級	1 課長補佐又は図書館長の職務 2 教頭の職務	40人	20.3%	288,900円	393,000円
6級	課長，会計管理者，事務局長，場長又は副参事の職務	23人	11.7%	319,200円	410,200円
7級	部長，町長公室長又は参事の職務	5人	2.5%	362,900円	444,900円

- (注) 1 茨城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に6級制から7級制に変更している。(旧給料表の6級の一部を7級に変更)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（茨城町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位, 標準, 下位の区分	○		○	○
上位, 標準の区分		○		
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨城町	茨城県	国
1人当たりの平均支給額(30年度) 1,398千円	1人当たりの平均支給額(30年度) 1,820千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（茨城町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

茨城町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	39.7575月分	47.709月分	勤続30年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 20,611千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

茨城町では支給していない

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		2,763千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		55,258円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		16.5%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	—	日額1,500円
行旅死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱いに従事したとき	—	1件3,000円
救急業務手当	右記業務に従事した職員	消防本部及び消防署に勤務する職員が、救急業務に従事したとき	2,763千円	1回200円
機関勤務手当	右記業務に従事した職員	自動車運転の資格を有し、機関の運用操作に従事したとき		1回400円（大型運用時） 1回300円（中型以下運用時）
出動手当	右記業務に従事した職員	災害に出動し、防衛活動及び救護活動に従事したとき		1回200円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事した職員	消防本部及び消防署に勤務する消防職員で交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜勤務（午後10時から翌日午前5時まで）に従事したとき		・深夜勤務時間が5時間以上の場合300円 ・深夜勤務時間が2時間以上の5時間未満の場合200円 ・深夜勤務時間が2時間未満の場合150円
救急救命士手当	右記業務に従事した職員	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事したとき		1回500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	48,766千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	180千円
支給実績（平成29年度決算）	53,826千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	208千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者6,500円 ・子1人10,000円 ・父母等1人6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	32,921千円	243,855円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給（家賃の額に応じ27,000円を限度に支給）	同じ	—	18,056千円	254,299円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	21,398千円	72,289円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給 ・部長 月額53,000円 ・課長 月額41,000円	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、俸給の特別調整額欄に定める額を支給	18,228千円	520,800円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日（代休を指定されたときは休日に代わる代休日）における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給料額×135/100	同じ	—	12,057千円	309,133円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時）に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給料額×25/100	同じ	—	2,840千円	64,544円
職員派遣手当	県及び他の団体に派遣された職員に対し派遣手当を支給。 ・月額20,000円。ただし、派遣先より同種の手当が支給される場合は支給しない	異なる	—	960千円	240,000円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,200円/回(勤務時間5時間未満) 3,150円/回)	異なる	—	375千円	46,856円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長,課長とも8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	388千円	14,370円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	868,000円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副市町村長	668,000円	890,000円/385,000円 730,000円/530,000円
報酬	議長	354,000円	445,000円/271,000円
	副議長	318,000円	375,000円/217,000円
	議員	310,000円	344,000円/202,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(30年度支給割合) 3.35月分【役職加算(15%)加算措置あり】	
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 3.35月分【役職加算(15%)加算措置あり】	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100 給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	(1期の手当額) (支給時期) 1,910万円 任期ごと 829万円 任期ごと
	備考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

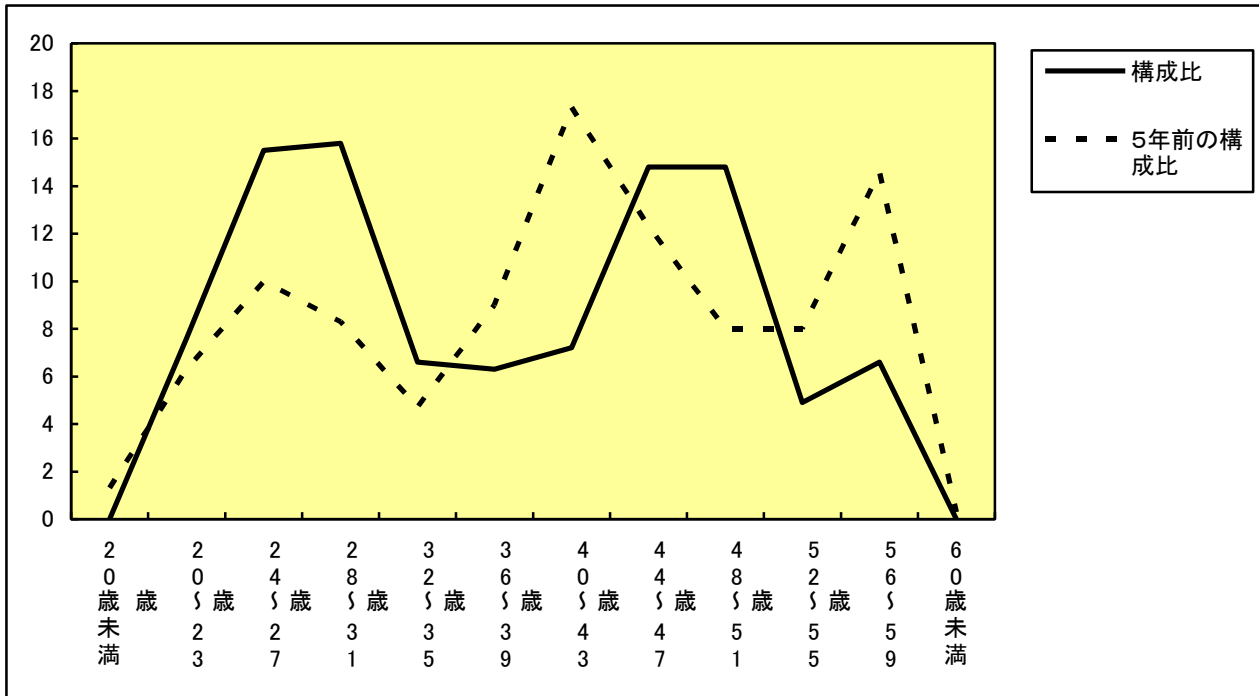
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	派遣職員召還による減 短時間勤務再任用職員の配置による減 保健センター関連業務増加による増
		総 務	60	60	0	
		税 務	20	19	△ 1	
		農 林 水 産	23	23	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	27	26	△ 1	
		民 生	20	20	0	
		衛 生	17	18	1	
		計	175	174	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 53.18人 (類似団体の人口万人当たりの職員数 60.61人)
		教育部門	38	36	△ 2	短時間勤務再任用職員の配置による減
	消防部門	51	51	0		
	小 計	264	261	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 79.77人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 75.71人)	
公 営 企 業 計 等 部 門		水 道	12	12	0	職員の派遣による増
		下 水 道	11	11	0	
		そ の 他	19	20	1	
	小 計	42	43	1		
合 計			306 [315]	304 [315]	△ 2 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 92.91人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	23人	47人	48人	20人	19人	22人	45人	45人	15人	20人	0人	304人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	164	171	174	176	175	174	10(6.10%)
教育	45	40	40	39	38	36	△9(△20.00%)
消防	50	50	50	50	51	51	1(2.00%)
普通会計計	259	261	264	265	264	261	2(0.77%)
公営企業等会計計	42	43	41	41	42	43	1(2.38%)
総合計	301	304	305	306	306	304	3(1.00%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に 占める職員給与費比率
30年度	千円 624,990	千円 100,284	千円 85,738	% 13.8	% 13.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計 一人当たり給与 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 12	千円 46,194	千円 5,675	千円 19,190	千円 71,059	千円 5,922	千円 5,624

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城町	41.9歳	324,327円	493,466円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町（一般行政職）	
1人当たりの平均支給額(30年度) 1,600千円		1人当たりの平均支給額(30年度) 1,398千円	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

茨城町			茨城町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	39.7575月分	47.709月分	勤続30年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	21,155千円		1人当たり平均支給額	20,611千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

茨城町では支給していない。

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

茨城町では支給していない。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,934千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	267千円
支給実績（平成29年度決算）	3,094千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	282千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者6,500円 ・子1人10,000円 ・父母等1人6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	516千円	129,000円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給（家賃の額に応じ27,000円を限度に支給）	同じ	—	318千円	318,000円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車，バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	927千円	77,225円
管理職手当	管理職手当は，管理又は監督の地位にある職員の職のうち，町規則で指定するものについて，その職務の特殊性に基づいて，町規則で定める基準に従い支給 ・部長 月額53,000円 ・課長 月額41,000円	異なる	国は，「俸給の特別調整額」として，当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ，俸給の特別調整額欄に定める額を支給	492千円	492,000円